

令和 6 年度における岐阜家庭裁判所の裁判官の  
配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えのある  
ときの代理順序及び開廷日割

令和 6 年 1 月 1 日施行

令和 6 年 1 月 17 日施行

令和 6 年 3 月 25 日施行

令和 6 年 4 月 1 日施行

岐 阜 家 庭 裁 判 所

## 目 次

第1 本 庁	1
1 裁判官の配置	1
2 裁判事務の分配	1
3 裁判官の代理順序	6
4 開廷日割	7
第2 支部及び出張所	8
大垣支部	8
高山支部	8
多治見支部	9
御嵩支部	10
中津川出張所	10
第3 補 則	11

## 第1 本 庁

### 1 裁判官の配置

鈴木正弘  
村瀬賢裕  
秋吉信彦  
平手一男  
松田敦子  
戸崎涼子  
磯部幸恵  
北川幸代  
井口礼華  
濱口紗織  
吉岡恵  
田中香里  
鈴木章太郎

### 2 裁判事務の分配

#### (1) 一人制事件

##### ア 家事事件

(ア) 家事審判事件のうち、子の氏の変更についての許可審判、熟慮期間内の相続放棄申述及び相続の承認・放棄の期間伸長並びに保護者選任事件

全 部

鈴木正弘

(イ) 家事審判事件のうち、遺言書検認事件

2分の1

村瀬賢裕

2分の1

平手一男

ただし、これらの裁判官への分配順序等は、上記2名の裁判官の協議による。

(ウ) 家事審判事件のうち、成年後見等に関する事件（保全処分事件を含

む。)

10分の2	鈴木正弘
10分の2	村瀬賢裕
10分の1	平手一男
10分の5	磯部幸恵

(エ) 家事審判事件のうち、財産管理に関する事件

4分の1	鈴木正弘
4分の3	吉岡恵

(オ) 家事審判事件のうち、児童福祉法に規定する事件

2分の1	磯部幸恵
2分の1	吉岡恵

(カ) 家事審判事件のうち、(ア)ないし(オ)を除く別表第一事件（保全処分事件を含む。）

全部	吉岡恵
----	-----

(キ) 家事審判事件のうち、別表第二事件（保全処分事件を含む。）

2分の1	磯部幸恵
2分の1	吉岡恵

ただし、別表第二調停事件で審判移行した事件は、原則として、当該調停事件を担当した裁判官に分配し、郡上出張所の別表第二調停事件で審判移行した事件は、磯部幸恵裁判官及び吉岡恵裁判官に各2分の1分配する。

(ク) 家事調停事件

a 別表第二調停事件を除く家事調停事件

8分の2	鈴木正弘
8分の3	磯部幸恵
8分の3	吉岡恵

b 別表第二調停事件

2分の1

磯 部 幸 恵

2分の1

吉 岡 恵

ただし、鈴木正弘裁判官が担当する調停事件に関連した別表第二調停事件は、鈴木正弘裁判官に分配する。

c 訴訟事件から家事調停に付された事件

訴訟事件が家事調停に付された場合は、当該家事調停に付した裁判官に分配する。

d 郡上出張所の受付にかかる調停事件は、島田旭裁判官に分配する。

（イ）家事共助事件及び家事雑事件

磯部幸恵裁判官が担当する事件に関する事件

磯 部 幸 恵

その他の事件全部

吉 岡 恵

イ 人事訴訟事件

2分の1

磯 部 幸 恵

2分の1

吉 岡 恵

ウ 民事に関する訴訟事件

2分の1

磯 部 幸 恵

2分の1

吉 岡 恵

エ 保全命令事件

2分の1

磯 部 幸 恵

2分の1

吉 岡 恵

オ 再審請求事件

上記アないしエ記載の事件に関する再審請求事件は、原裁判をした裁判官に分配する。ただし、原裁判をした裁判官が転出等したときは、その後任の裁判官に分配する。

力 少年保護事件

(ア) 少年保護事件等

a 一般保護事件

(a) 身柄事件（観護措置決定を取り消した事件を含み、事件受付後に観護措置決定をした事件を除く。）

2分の1

戸崎涼子

2分の1

濱口紗織

(b) 在宅事件（事件受付後に観護措置決定をした事件を含む。）

20分の6

平手一男

20分の7

戸崎涼子

20分の7

濱口紗織

b 準少年保護事件

(a) 収容継続申請事件及び戻し収容申請事件

当該本人に少年院送致決定をした裁判官

ただし、当該本人に少年院送致決定をした裁判官が転出等したときは、その後任の裁判官に分配する。

(b) 施設送致申請事件及び収容決定申請事件

当該本人に保護観察決定をした裁判官

ただし、当該本人に保護観察決定をした裁判官が転出等したときは、その後任の裁判官に分配する。

(c) 保護処分取消事件 当該決定に関与していない裁判官

c 交通関係事件（業務上（重）過失致死傷事件、自動車運転過失致死傷事件、危険運転致死傷事件及び道路交通事件（道路交通法違反保護事件、自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件））

2分の1

戸崎涼子

2分の1

濱口紗織

ただし、交通関係身柄事件は、一般保護身柄事件とみなす。

d 簡易送致事件

全 部

鈴 木 正 弘

ただし、調査命令が発令された事件は、濱口紗織裁判官、戸崎涼子裁判官、平手一男裁判官の順に分配する。

(イ) 勤務時間内における事件受付時の観護措置は、本庁裁判官の協議により分配する。

(ウ) 勤務時間外における事件受付時の観護措置

本庁裁判官（鈴木正弘裁判官を除く。以下同じ。）及び大垣支部裁判官の協議により本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

キ 令状事件

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3の規定による臨検捜索許可状（以下「臨検捜索許可状」という。）の請求事件は、勤務時間内にあっては本庁裁判官の協議により分配する。勤務時間外にあっては本庁裁判官及び大垣支部裁判官の協議により本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

ク 差戻事件

差戻事件は、当該裁判に関与していない裁判官に分配する。

(2) 合議制事件

ア 家事又は人事訴訟に関する合議事件（支部及び出張所の事件を含む。）

（裁判長） 鈴 木 正 弘  
磯 部 幸 恵  
吉 岡 恵

イ 観護措置決定及び更新決定に対する異議事件（支部の事件を含む。）

（裁判長） 鈴 木 正 弘  
村瀬 賢 裕  
平 手 一 男

戸 崎 涼 子  
濱 口 紗 織

ウ イを除く少年事件に関する合議事件（支部の事件を含む。）

(裁判長) 鈴 木 正 弘  
平 手 一 男  
戸 崎 涼 子  
濱 口 紗 織

(3) 分配の定めのない事件

所長の指定する裁判官に分配する。

(4) 新任判事補の研さん

所長は、新任判事補の研さんのため、新任の判事補に対し、少年事件の裁判事務の取扱いを命じることができる。

3 裁判官の代理順序

(1) 一人制事件

ア 家事事件について、鈴木正弘裁判官に差し支えのあるときは、磯部幸恵裁判官、吉岡恵裁判官の順序により、村瀬賢裕裁判官に差し支えのあるときは、平手一男裁判官、磯部幸恵裁判官、吉岡恵裁判官、鈴木正弘裁判官の順序により、平手一男裁判官に差し支えのあるときは、村瀬賢裕裁判官、磯部幸恵裁判官、吉岡恵裁判官、鈴木正弘裁判官の順序により、磯部幸恵裁判官に差し支えのあるときは、吉岡恵裁判官、鈴木正弘裁判官の順序により、吉岡恵裁判官に差し支えのあるときは、磯部幸恵裁判官、鈴木正弘裁判官の順序により代理する。

郡上出張所の受付にかかる調停事件について、島田旭裁判官に差し支えのあるときは、鈴木章太郎裁判官が代理する。

イ 人事訴訟事件について、磯部幸恵裁判官に差し支えのあるときは吉岡恵裁判官が、吉岡恵裁判官に差し支えのあるときは磯部幸恵裁判官が代理す

る。

ウ 民事に関する訴訟事件について、磯部幸恵裁判官に差し支えのあるときは吉岡恵裁判官が、吉岡恵裁判官に差し支えのあるときは磯部幸恵裁判官が代理する。

エ 少年保護事件等について、鈴木正弘裁判官に差し支えのあるときは、平手一男裁判官、戸崎涼子裁判官、濱口紗織裁判官の順序により、平手一男裁判官に差し支えのあるときは、戸崎涼子裁判官、濱口紗織裁判官の順序により、戸崎涼子裁判官に差し支えのあるときは、平手一男裁判官、濱口紗織裁判官の順序により、濱口紗織裁判官に差し支えのあるときは、平手一男裁判官、戸崎涼子裁判官の順序により代理する。

オ 勤務時間内における観護措置及び臨検捜索許可状請求事件の代理順序は、本庁裁判官の協議による。

カ 以上の定めによることのできないときは、所長の指定する裁判官が代理する。

### (2) 合議制事件

ア 合議制事件を担当する裁判長に差し支えのあるときは、上席者をもって裁判長とする。

イ 合議制事件を担当する裁判官に差し支えのあるときは、所長の指定する裁判官が代理する。

### (3) 緊急に処理を要する事件

勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。

## 4 開廷日割

別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

## 第2 支部及び出張所

### 1 裁判官の配置、裁判事務の分配及び裁判官の代理順序

庁名	裁判官の配置	裁判事務の分配	代理順序
大垣	宮下尚行	(1) 家事事件 ア 家事審判事件（保全処分事件を含む。） ア(ア) 別表第一審判事件のうち、未成年後見に関する事件、成年後見等に関する事件、不在者の財産管理に関する事件、相続に関する事件（但し、相続放棄及び限定承認の申述、同取消申述、相続の承認・放棄の期間伸長を除く。） (イ) 別表第二審判事件 2分の1 イ 家事調停事件 2分の1 ウ 家事共助事件及び家事雑事件 (2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） 2分の1 (3) 少年保護事件等（特に緊急を要するもの） (4) 民事に関する訴訟事件 全部	前田早紀子
	前田早紀子	(1) 家事事件 ア(ア) 上記(ア)以外の別表第一審判事件 (イ) 別表第二審判事件 2分の1 イ 家事調停事件 2分の1 (2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） 2分の1 (3) 少年保護事件等（上記宮下尚行裁判官が分配を受けたものを除く。）	宮下尚行
高 山	島田 旭	全 部	

		(1) 家事事件 ア 家事審判事件（保全処分事件を含む。） (ア) 別表第一審判事件のうち、未成年後見に関する事件、成年後見等に関する事件 2分の1 (イ) 别表第一審判事件のうち、上記(ア)、下記小川敦裁判官の(1)ア(ア)、(イ)を除いた事件 (ウ) 別表第二審判事件 2分の1 (エ) 分配を受けた家事調停事件から移行した事件 イ 家事調停事件 (ア) 分配を受けた訴訟事件及び別表第二審判事件において付された家事調停事件 (イ) (ア)以外の家事調停事件 2分の1 (2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） ア 分配を受けた家事調停事件（中津川出張所で調停をした事件を含む。）に関して提起された事件 イ ア以外の事件 2分の1	小川 敦
多治見	細野なおみ	(1) 家事事件 ア 家事審判事件（保全処分事件を含む。） (ア) 別表第一審判事件のうち、未成年後見に関する事件、成年後見等に関する事件 2分の1 (イ) 别表第一審判事件のうち不在者の財産の管理及び相続人の不存在に関する事件 (ウ) 別表第二審判事件 2分の1 (エ) 分配を受けた家事調停事件から移行した事件 イ 家事調停事件 (ア) 分配を受けた訴訟事件及び別表第二審判事件において付された家事調停事件 (イ) (ア)以外の家事調停事件 2分の1 (2) 人事訴訟事件（保全処分事件を含む。） ア 分配を受けた家事調停事件（中津川出張所で調停をした事件を含む。）に関して提起された事件 イ ア以外の事件 2分の1	細野なおみ
	小川 敦	(3) 民事に関する訴訟事件	

		(4) その他(分配の定めのない事件)	
御 嵩	松田康孝	全 部	
中津川	(填補) 細野なおみ	2分の1	小川 敦
	(填補) 小川 敦	2分の1	細野なおみ

(注)

- 1 大垣支部、多治見支部において代理順序により定められた裁判官に差し支えのあるとき並びに高山支部、御嵩支部及び中津川出張所の裁判官に差し支えのあるときは、所長の指定する裁判官が代理する。
- 2 大垣支部の家事調停事件について、訴訟事件が家事調停に付され、即日処理をする場合は、当該家事調停に付した裁判官が処理する。
- 2 開廷日割  
別添「開廷日割及び使用法廷区分」に定めるところによる。

### 第3 梯則

- 1 支部及び出張所の勤務時間外において緊急に処理を要する事件の裁判官の代理順序は、「勤務時間外における事件関係の緊急事務処理要領」に定めるところによる。
- 2 休日の国選付添人選任請求に関する事務の割当てについては、本庁裁判官及び大垣支部裁判官の協議により、本庁裁判官及び大垣支部裁判官に分配する。

開廷日割及び使用法廷区分

序名	法廷番号	開廷日	使用裁判官(部・係)	備考	
本 庁	307号	月	磯部裁判官、吉岡裁判官	人事訴訟係	
		火	磯部裁判官、吉岡裁判官	人事訴訟係・臨時使用	
		水	磯部裁判官、吉岡裁判官	人事訴訟係	
		木	磯部裁判官、吉岡裁判官	人事訴訟係・臨時使用	
		金	磯部裁判官、吉岡裁判官	人事訴訟係・臨時使用	
201号兼 家事審判廷	201号兼 家事審判廷	隨時	家事係		
		少年審判廷	少年係		
大垣支部	301号	金	宮下裁判官	人事訴訟	
	302号	金	前田裁判官	人事訴訟	
	203号 (ラウンドテーブル)	月	宮下裁判官	人事訴訟	
		水	前田裁判官	人事訴訟	
		金	宮下裁判官	人事訴訟	
	104号 (ラウンドテーブル)	火	前田裁判官	人事訴訟	
		木	宮下裁判官	人事訴訟	
		金	前田裁判官	人事訴訟	
	少年審判廷	隨時	前田裁判官	少年	
高山支部	1号	火	島田裁判官	人事訴訟	
		木	島田裁判官	人事訴訟	
	3号 (ラウンドテーブル)	木	島田裁判官	家事	
	審判廷	木	島田裁判官	少年	
	302号	月	小川裁判官	人事訴訟	
多治見支 部		火	細野裁判官	人事訴訟	
		水	小川裁判官	人事訴訟 (1、3、5週)	
		木	細野裁判官	人事訴訟	
		金	小川裁判官	人事訴訟	
			細野裁判官	人事訴訟 (2、4週)	
303号 (ラウンドテーブル)	303号 (ラウンドテーブル)	月	小川裁判官	人事訴訟	
		火	細野裁判官	人事訴訟	
		水	小川裁判官	人事訴訟 (1、3、5週)	
		木	細野裁判官	人事訴訟	
		金	小川裁判官	人事訴訟	
			小川裁判官	人事訴訟	

御嵩支部	1号 (ラウンドテーブル)	水、金	松田裁判官	人事訴訟
	2号 (ラウンドテーブル)	水、金	松田裁判官	人事訴訟
郡上出張所	2号 (ラウンドテーブル)	第1金 第3金	島田裁判官	家事
中津川出張所	2号 (ラウンドテーブル)	第1・ 3・5 金 第2・ 4火	(填補) 細野裁判官 (填補) 小川裁判官	家事

令和6年度における岐阜家庭裁判所の  
司法行政事務の代理順序等

令和6年1月1日施行

令和6年4月1日施行

岐阜家庭裁判所

1 本 庁

所長に差し支えのあるときの司法行政事務は、次の裁判官が順次代理する。

磯 部 幸 恵

村 瀬 賢 裕

秋 吉 信 彦

松 田 敦 子

2 大垣支部、高山支部、多治見支部及び御嵩支部

支部長に差し支えのあるときの司法行政事務は、大垣支部においては前田早紀子裁判官が、多治見支部においては小川敦裁判官が、高山支部、御嵩支部においては、磯部幸恵裁判官が、それぞれ代理する。